

福島県版 一時金

申請開始のお知らせ

制度内容や、申請用紙の入手等については川俣町商工会までご相談ください。

■売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第4弾)

福島県まん延防止等重点措置等に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等へ一時金が交付されます。

【対象事業者】

県まん延防止措置に基づく要請に伴い、

- ①飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

【主な交付要件】

- ①飲食店と直接・間接の取引があること
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による直接的な影響を受けたことにより、
令和4年1月又は2月の売上高が過去3年のうち、いずれかの同月の売上高と比較して30%以上減少したこと。
- ③県まん延防止措置による営業時間の短縮要請(飲食店等)の対象事業者でないこと。ほか

【交付額】 一律20万円

【申請方法】 郵送または WEB

【申請受付期間】 令和4年2月10日(木)～4月28日(木)

お問合せ：川俣町商工会 TEL565-2377